

那政委第17号 第3次那珂市総合計画策定支援業務委託仕様書

1 業務の名称

那政委第17号 第3次那珂市総合計画策定支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、「第2次那珂市総合計画」(以下「現計画」という。)の計画期間が令和9年度で終了することから、令和10年度を初年度とする「本市の将来像実現」に向け、人口減少社会・地域経済縮小等の社会情勢に対応した「総合計画（基本構想・基本計画）」と、地方創生に係る「総合戦略」を一体化させた「第3次那珂市総合計画」(以下「総合計画」という。)の策定支援を行う。

策定にあたっては、政策体系の整理を行うほか、成果指標（KPI）、施策体系の一貫性を確保し、行政内部の計画との整合を図り、本市の地域の個性や魅力を活かし将来に向けて持続可能な計画となるよう十分留意することとし、豊富な経験と高い専門知識を有する受注者の支援により策定に係る業務を円滑に遂行し、実効性の高い計画を策定することを目的とする。

本業務の具体的な内容は概ね以下のとおりとする。ただし、ここに示す事項は策定に当たって最小限必要な項目を挙げたものであり、受注者の優れた企画提案により本業務内容を適宜調整することも可能とする。

3 業務の実施期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
(継続費に基づく複数年契約とする)

4 計画期間

(1) 基本構想：令和10年度から令和19年度 10年間

基本構想は、市の将来像を掲げこれを実現するためのまちづくりの基本理念と施策の大綱を示すものとする。

(2) 基本計画：令和10年度から令和14年度 5年間

基本計画は、基本構想に掲げる施策大綱に基づき、市の各個別計画と整合性を図りながら、重点施策を具体的に示すものとする。

5 業務の内容

(1) 全体構成及び総合計画と総合戦略との一体化

全体構成案の作成及び、総合計画と総合戦略の一体化について明確な案を提示しながら、効率的、効果的な作業の進捗管理をおこなう。

なお、一体化にあたっては、次の事項を踏まえる。

- ①総合戦略は、現在施行中のものを参考としつつ、国が定めた「地方創生 2.0 基本構想」、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略」「地方版総合戦略の策定・効果検証の手引き（令和7年12月版）」による今後の動向等による必要な見直しを行うこと。
- ②総合戦略を一体化した部分を明示すること。

（2）基礎調査の実施及び分析

本市を取り巻く社会情勢の調査、各種データの収集・分析等を行い、施策検討のための基礎資料を整理し、図やグラフ等で分かりやすく表示するとともに、データに基づく本市の強み・弱み、特性等を分析、提案。

①社会経済動向等のデータ収集・整理及び分析

- ・社会環境の変化や時代の潮流の動向等のデータ収集・整理
- ・市との関係及び影響の整理・分析

②市の現況調査・整理及び特性の分析

- ・位置・地勢・歴史・人口・産業・交通基盤・土地利用状況等市の現況調査、整理及び特性の分析

③関連計画等の整理及び影響の分析

- ・市の各個別計画、国、県が策定している計画や方針等の整理及び市への影響の分析

④将来フレームの推計及び課題の整理

- ・市の人口、世帯数、産業等の将来推計及び分析手法の提案
- ・「5 業務の内容（1）」も踏まえた将来フレーム（人口ビジョン）の提案、地方創生の重点分野の抽出及び市への影響の整理・分析

（3）現計画の検証、分析及び課題の整理

現計画や総合戦略における具体的な取組の進捗状況や成果指標等の達成状況について把握し、それぞれの効果や達成状況の要因、課題等を多面的に評価・検証し、総合計画への反映を行う提案。また、達成状況の確認にあたっては、必要に応じて各課ヒアリングを実施すること。

（4）基本構想および基本計画の策定支援

基礎調査の分析、現計画の検証、市民意識調査の結果等を踏まえて基本構想案及び基本計画案の策定支援を行う。那珂市の実情を踏まえて、次期総合計画の重点プロジェクトとなりうる事業を1つ提案すること。

- ①総合計画の進行管理と行政評価、予算編成を効果的に連動させるための提案、助言及び支援
- ②計画策定状況を公表する資料の作成支援
- ③各種調査や分析、会議での意見等を踏まえた骨子及び素案の作成支援

④その他必要な助言、支援

(5) 市民意識調査に関する支援

市民に対する意識調査の実施に必要な調査項目の検討、集計、分析を行い、結果を報告書にまとめ、次期計画の内容に反映する。

①市民ワークショップの企画提案及び運営支援（令和8年度／3回程度）

- ・テーマは受注者が提案すること。

(想定)

- ・参加を希望する市民（日頃市政に参画する機会のない市民） 30名程度

- ・18歳以上の無作為抽出した市民3,000名へ依頼

- ・ワークショップ参加者募集から開催（ファシリテーション等）や資料作成に係る支援（1回の会議に3人程度の人員を想定）

- ・意見の整理・分析、議事録要旨作成、論点整理

- ・参加者へのアンケート企画提案、集計、分析

②中学生アンケートの企画提案、集計、分析（令和8年度／8年生対象）

- ・アンケートはこども課が実施予定のライフデザイン事業での実施を検討

- ・テーマは受注者が提案すること。

③市民アンケートの分析（アンケートは令和7年度に市が実施）

- ・施策ごとの現状と今後の取組み

※企業、団体ヒアリング等①～③以外の提案も可とする。

④その他、市が実施するもの及びデータ提供を予定しているもの

- ・高校生の意識調査（総合戦略グループインタビュー、連携中枢都市圏アンケート）

- ・子育て世帯アンケート（総合戦略アンケート）

- ・小中学生まちづくり絵画展

(6) 総合開発審議会の運営支援（6回程度）

総合計画の審議を行う「総合開発審議会」開催に係る運営を支援する。

①資料の作成支援

②会議での資料の補足説明や円滑な意見交換のための助言

③意見の整理・分析、議事録要旨作成、論点の整理

(7) 策定委員会、策定委員会ワーキングチームの運営支援（各7回程度）

策定委員会（副市長、各部長、住民代表で構成）、策定委員会ワーキングチーム（課長補佐級で構成）に係る運営を支援する。

①資料の作成支援

②会議での資料の補足説明や円滑な意見交換のための助言

③意見の整理・分析、議事録要旨作成、論点の整理

(8) 総合計画原稿の作成支援

総合計画の本編及び概要版の作成支援を行う。計画書印刷は市が別途発注する。表紙、背表紙については第2次那珂市総合計画及び後期基本計画を踏襲する予定。

- ①総合計画の本編及び概要版の構成案の作成
- ②総合計画の本編及び概要版に写真やイラスト等の掲載支援、校正
- ③わかりやすい図表、地図、イラスト、概念図、写真等の提案、作成
- ④ホームページ公開用のPDFデータの作成

(9) パブリックコメントの実施支援

令和8年度の基本構想、令和9年度の基本計画のパブリックコメントの実施に係る支援を行う。

- ①パブリックコメント用の資料作成
- ②寄せられた意見の取りまとめ及びパブリックコメント結果を踏まえた総合計画の検討・提案

(10) その他

(1)から(9)までに掲げる業務のほか、総合計画策定に関し必要と認められる支援及び助言を行う。

6 スケジュール

全体のスケジュールは以下のとおり想定している。

(1) 令和8年度

- ・基礎調査の実施及び分析、市民意識調査、現計画の検証、分析及び課題の整理
 - ・基本構想の策定、パブリックコメント
- 4月 策定委員会、ワーキング委員会
5月 総合開発審議会（諮問）
6月～9月 市民ワークショップ
7月～11月 中学生アンケート
8月 策定委員会、ワーキング委員会
10月 総合開発審議会
11月 策定委員会、ワーキング委員会
12月 議会説明（中間報告）
1月 策定委員会、ワーキング委員会
2月 総合開発審議会
　　パブリックコメント
3月 議会説明（構想案）

(2) 令和9年度

- ・基本計画の策定、パブリックコメント

- ・総合計画の原稿作成
 - 5月 策定委員会、ワーキング委員会
 - 7月 総合開発審議会
 - 7月 策定委員会、ワーキング委員会
 - 9月 議会報告（基本計画中間報告）
パブリックコメント
 - 10月 策定委員会、ワーキング委員会
 - 11月 総合開発審議会（答申）
 - 1月 議会説明（総合計画案）
総合計画原稿作成
(印刷製本・・・別契約)
 - 3月 納品・検収

7 成果品及び納期

本業務の成果物と納期の目安は次のとおりとする。なお、本業務における成果物の著作権・版権等一切の権利は那珂市に帰属するものとする。

- ①各種会議・打ち合わせ報告書 1部 作成後速やかに
- ②基礎調査の実施及び分析、市民意識調査、現計画の検証、分析及び課題を整理した報告書（電磁データ：PDF、Excel 又は CSV 形式：CD-R 又は DVD-R）一式
令和8年度
- ③基本構想（電磁データ：PDF、Excel 又は CSV 形式：CD-R 又は DVD-R）一式
令和9年度
- ④総合計画本編及び概要版の各原稿データ（電磁データ：PDF、Excel 又は CSV 形式：CD-R 又は DVD-R）一式 令和9年度

8 納品場所

那珂市企画部政策企画課

9 支払い方法

- (1) 受注者は令和8年度中に履行した業務部分に相応した額について、当該年度の予算の範囲内において、年度末に部分払いを請求することができる。
- (2) 市は、各年度の委託業務の完了を確認した後、請求書を受理したときは、年度ごとに一括して委託料を支払うものとする。

10 業務の指示監督等

- (1) 受注者は本業務を実施するにあたり、市の意図・目的を十分に理解した上で、十分な経験と知識を持つ技術者を配置し、適正な人員体制で正確かつ丁寧に業務を行うよう努めること。

- (2) 受注者は契約に基づき市が定める監督職員と常に密接に連絡を取り、その指示に従うものとする。
- (3) 業務上必要と認められる事項や本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、また仕様書に明記のない事項については事前に市と協議し、その指示に従うものとする。

1.1 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、本仕様書のほか関係法令・規則等を遵守すること。
- (2) 個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報の重要性を認識した上で、個人の権利利益を侵害しないよう適正に取り扱うこと。
- (3) 業務の円滑かつ適切な実施のため、打合せは業務に支障のない範囲で必要に応じ隨時行うこと。
- (4) 業務で使用する図表・データ・画像等の著作権・使用権は受注者が使用許可を取得すること。許可を怠り著作権等を侵害した場合、その責任は受注者が負うものとする。
- (5) 業務における成果物およびデータ等の一切の製作物については那珂市が著作権を有し、市はこれらを自由に加工・複写・ホームページ掲載・増刷等して公表できるものとする。
- (6) 本業務に必要な市所有の提供可能な資料は貸与する。業務完了後は速やかに返却すること。
- (7) 業務完了後に検査に合格して完成と認められた後でも、成果物に誤りが発見された場合は受注者の責任において速やかに是正処理を行うこと。